庁内の熱中症予防対策について(平成26年度実施予定内容)

| No | 所 管 | 対 策 内 容 |
|----|-------------|---|
| 1 | 学務課学校保健係 | 東京都からの通知等を学校へ情報提供する。 |
| | | 生活衛生課からの熱中症予防サイトの予報値の情報を学校へファックスで流す。 |
| | | 生活衛生課からの熱中症予防サイトの実測値が危険水準に達したら、運動中止等の情 |
| | | 報を防災無線ファックスで流す。 |
| 2 | 子ども・子育て支援課 | 東京都や保健所からの情報を子ども・子育て施設課と共有しながら、各保育施設に情報 |
| | | 発信する。体力の弱い乳幼児については特段の配慮や注意が必要であることをメール |
| | | やFAX等で周知している。各保育施設においても保護者への周知を行っている。 |
| | | 熱中症の暑さ指数をインターネットで日々確認をするよう確認方法を周知している。 |
| | | 暑さ指数や熱中症予防運動指針に基づき注意喚起する。サイトへのアクセスについて |
| | | は検索方法を図や文書にしてわかりやすく周知している。 |
| 3 | 子ども家庭課私立幼稚園 | 国や東京都からの通知や保育園用の資料を幼稚園の内容に変更して、幼稚園に通知 |
| 3 | 係 | 生活衛生課からの熱中症情報を、FAXで区内私立幼稚園へ情報提供する。 |
| 4 | 公園管理課公園管理係 | 有料施設について、熱中症の情報を掲示する。 |
| | | 管理事務所及び施設管理者に、熱中症の情報を提供する。 |
| | スポーツ振興課スポーツ | 屋内施設 |
| | 施設支援係 | 施設管理者がAメールにより情報を入手次第、施設利用者へのチラシ配布・館内放送 |
| 5 | | などにより注意を喚起する。 |
| 5 | | 屋外施設 |
| | | スポーツ振興課から管理人の携帯電話に連絡し、施設利用者に対し熱中症予防のチラ |
| | | シを配布し、注意を喚起する。 |
| 6 | 地域文化課地域学習セン | 利用者注意を促すために、各施設は熱中症予防情報の内容を掲示し、館内放送を行う。 |
| | ター支援係 | |

| No | 所 管 | 対 策 内 容 |
|-----|-------------|--|
| 7 | 高齢サービス課介護予防 | 地域包括支援センターへ情報提供する。 |
| | 係 | H 2 3年度に、保冷マクラを地域包括支援センターに貸与し、各センターの管理によ |
| | | り希望者(高齢者中心)に貸与している。 |
| 8 | 住区推進課学童保育係 | 利用者注意を促すために、インターネット接続環境がない施設に熱中症予防情報の内 |
| | | 容を流す。 |
| | 住区推進課住区管理係 | 各住区センター独自で「縁日」や「風鈴つくり」等の様々な催しものを行って、住区 |
| 9 | | センターをシェルターとして活用してもらう。 |
| | | コップ付きのミネラルウォーターのタンクの設置(希望施設のみ) |
| 10 | 報道広報課 | 広報無線放送依頼を受け付ける。 |
| | | |
| 11 | 福祉管理課民生係 | 民生委員・児童委員が近隣の気がかりな世帯を訪問し、室温調整や水分補給の大切さ |
| ' ' | | を呼びかけている。 |
| 12 | 障がい福祉課 | 「熱中症予防注意喚起チラシ」を配付し、熱中症予防の普及啓発並びに注意喚起を呼 |
| | | びかけていく。 |
| | | (配付先) |
| | | 居宅サービス利用者(訪問介護事業所ヘルパーから個別配付) |
| | | 通所サービス利用者(法人等を通じ、各施設の利用者に個別配付) |
| | | 足立区障害者団体連合会に呼びかけを行い、各団体に配付 |
| | | 福祉事務所、障がい福祉センター、竹の塚障がい福祉館の窓口で、来所者へ配付 |
| 13 | 生活衛生課 | 広報無線放送、Aメール、ツイッター、ホームページのトピックスに環境省のページ |
| | | のリンクによる情報伝達 |
| | | 熱中症対策調整会議事務局 |